

# 「地域福祉事業所・第2の波」 が示唆するもの

菅野正純（日本労働者協同組合連合会理事長）

《はじめに：「地域福祉事業所」とは何か》

日本労協連では、「全国1万ヵ所（全中学校区）の地域福祉事業所」づくりを21世紀の「協同労働の協同組合」の事業・運動の中心戦略として提起し、取り組みを進めてきた。

地域福祉事業所は、「顔の見える関係」の中で、次の3層の事業を展開していく拠点として設定される。

第1に、介護保険サービスを「非営利・協同」の側が積極的に担い、よりよいサービスを地域の人びとに供給していくことである。

第2に、介護保険サービスの適用にとどまらず、生活全体を支える「コミュニティ・ケア」の形成。とりわけ、「介護予防・生活支援」サービスの開発である。

第3に、狭い意味の「福祉」にとどまらず、地域でのあたりまえの暮らしを支える「生活総合産業」の創造である。この点は、とくに説明を要する。

人が地域で人間らしく生きていくためには、食事から移動、福祉機器、居住、まちづくり、人の交流と文化に至るまで、「生活そのものが福祉となる」さまざまな仕事のネッ

トワークが必要とされる。

この仕事のネットワークが「生活総合産業」であって、そこでは市民の自発的な参加と協同が仕事とくらし、仕事と仕事を結ぶコアとなる。

「人に対する支援は自立に対する支援でなければならない」ということが、何よりも協同の介護観でなければならないとすれば、ケアワーカー自身が、狭義の「福祉」にとどまらず、生活総合産業に視野を広げ、その促進者となることが求められる。

《「非営利・協同」の21世紀戦略の焦点となるテーマ》

われわれは、この地域福祉事業所の取り組みこそ、21世紀における「非営利・協同」の全労働者的・全市民的な総合戦略の焦点となるテーマだと信ずる。

それは、一つには、人間の労働が求められる領域（「経済」の究極の推進領域）が地域福祉事業所を核に始まるからである。

イギリスの経済ジャーナリストダイアン・コイルは、『脱物質社会』（翻訳ダイヤモンド社）の中で、要旨、次のように述べている。

「今後数十年、工業諸国雇用の伸びのほと

んどは、『コミュニティ・社会・対人サービスに分類される部門 とくに『社会的経済』と呼ばれる部門で生まれる』

それは「利潤最大化を目的とせず、サービス自体の提供を目的とする人間集約的なサービス」であり、「『市民的連携』、つまり人びとが経済進歩という狭い目的とは違った理由で団結することが重要となる分野である」。

二つには、地域福祉事業所が、さまざまな仕事をコミュニティの再生という視点からつくりだす、21世紀型経済の創造の拠点となるものだからである。

廣田裕之氏は、そうした仕事を、「“プロシューマー(生産者と消費者を同一人格の中に体現する主体 引用者)”という考え方に立って、地域でお互いを仲間として認識し、仲間を助け合う意識でものやサービスの提供を行う」「誰かが儲けるためではなく、みんなでお互いによい生活をするために行う経済活動」としている(『パン屋のお金とカジノのお金は違う ミハエル・エンデの夢見た経済社会』オーエス出版)。

三つには、それらの事業の業態そのものが、もはや単品のものやサービスの生産と提供にとどまらずに、それらを生活全体の豊かさを保障するものに総合するものでなければならず、必要の発信や設計段階から、人びとの自発的な参加と協同が要件となる「産業」だからである。

これらの意味において、「福祉サービス」から「生活総合産業」へと、事業をダイナミックに展開し、担い手を拡大して、地域経済の新しいあり方をつくりだしていく、中心的な主体は、「協同労働の協同組合」以外にない、と考えられる。

## 《「地域福祉事業所・第2の波」の進展》

重要なことは、確かな基礎に裏打ちされて、センター事業団を中心に、「地域福祉事業所・第2の波」が多様なかたちで始まっていることである。

第1に、ヘルパー講座の修了生や、高齢者協同組合づくりとヘルパー講座に関わった、女性を中心とする人びとが、地域への「営業」から始めて、経営もコーディネートも自ら担い、地域福祉事業所を立ち上げていること。しかも、その経験が蓄積され、より確かな指針がまとめられてきていることだ。

第2に、清掃や物流など、既存の現場の組合員が、その持つ潜在能力や新しい働き方への希望を活かして、地域福祉事業所をつくりだしつつあること。そこでは、日本の働く人びとの潜在力の高さと、仕事への要求の高さが顕在化し、「労働の全面発達」への歩みが開始された。

第3に、一つの地域福祉事業所が、もう一つの地域福祉事業所を設立し始めたことである。地域福祉事業所が一定の規模に成長すると、そこから「株分け」するように、新しい地域福祉事業所がつくられ、自己増殖していく。このようなことが、他の事業・組織形態で、これまで考えられただろうか。

第4に、自交総連福岡地連の事例に見られるように、「福祉」以外の業種の労働者が、ワーカーズ・コープを立ち上げ、最初から地域福祉事業所的な発展を展望していることである。

すなわち、同地連では、1人100万円以上出資し、介護タクシーを中心事業とするタクシー会社をワーカーズ・コープ方式で設立するとともに、すでに訪問介護事業所の資格も取得して、「宅配給食、訪問介護、福祉機器

販売・レンタル、住宅改修、緊急連絡サービス、配食や食材の産直」など、設立の段階から「生活総合産業」を担う、総合的な地域福祉事業所を構想していることである。

第5に、鹿児島県や東京都で、失業者に対する職業訓練講座の一環として、「仕事おこし講座」が、労協・センター事業団に委託して行われ、これを受講した人びとが、地域福祉事業所をおこし始めたことである。

地域福祉事業所を軌道に乗せてきた「先輩」による講義や、見学が、「自分たちにもできる」という確信を受講生たちに与えたことが大きな力となっている。

「同じ志をもった仲間と一緒に、自分一人のためだけでなく、人と地域のために役立つ仕事を、地域福祉事業所の広い視野でやりたいし、やれる」という、仕事観・人生観の転換を伴いながらの、新しい出発である。

## 《仕事おこしそのものが「協同」「協同労働」》

こうした「地域福祉事業所・第2の波」は、「非営利・協同の21世紀戦略」の現実的可能性を実証しつつあるものと言える。

何よりもそれが、「協同」と「協同労働」による仕事おこしの典型事例となっていることである。すなわち、地域福祉事業所は、働く人びとの自立と協同によって切り開かれ、

利用する人との共感・協同に支えられ、地域に人と人との協同を広げながら成長しているのである。

まず、「働く人びとの自立と協同」という点である。

2年半でゼロからワーカー70人・事業高1億円の事業体に成長させた、大阪・枚方の「ほっとステーション御殿山」の事例は、各

地の高齢者協同組合の人びとにも大きな「ショック」を与えた。

最近では、「赤字を出さないことを原則に」ヘルパーステーションを働く人びとが軌道に乗せていく、神奈川・相模原の「もみじ」の実践が注目される。

ここでは、「最初の頃、仕事がないときは、お祭りで(同じ場所にある)『はじめ工房』のパンの販売をやったり、みんなどこかで働きながら自分の空いている時間で活動」し、やがて「忙しくなった時点で辞めて移って」くる、という経過をたどって地域福祉事業所が確立されている(日本労協新聞02年4月5日号)。

文字通り、働く人びとの自立と協同の仕事おこしが始まり、かなりのケースにおいて、2年くらいで一定数の常勤が可能になり、事業体として軌道に乗せられているのである。

次に「利用する人との共感・協同」である。

この点を、2級ヘルパー講座を自ら受講された、群馬県高齢協・増田理事長が、端的に表現されている。

「施設実習はショック。お年寄りのオムツを替えるために下半身を持ち上げると、腿の肉がない…。脚を開くとバリバリ折れそうで」「だから、寝たきりにならない・させない高齢協の理念や運動がもっと必要ですよね」

「ヘルパー講座を受講したのは、いい介護をされる知識を持ちたいと思って。それが高齢者は下手なんですよね」「それと元気なうちは、他の高齢者をみてあげたいと思う。介護したり、されたりするのがいいね」(日本労協新聞3月25日)

「いい介護」を受けるために、広くは高齢期のよりよい生活のために、利用者・生活者も学び、参加し、協同する。ボランティアと

協同労働が結び合う。地域福祉事業所は、そんなあり方を次々と広げながら発展していく場となっている。

同じ群馬高齢協を例にあげると、そのようなあり方があればこそ、「まちづくり」の動きと出会い、商店街親交会から場所を提供してもらえる、ということにもなる。「地域の人と人との協同」に支えられた仕事おこしだ。

前橋の「てんもと亭」は、昭和初期から66年間営業し、おとし閉店した、老舗の料亭だった。現在は、地元の商店主らでつくる「馬場川通り親交会」が建物を借り上げ、地域の人たちが交流できる多目的施設として運営されている。

こういう地域からの取り組みが存在すること自体が、時代の変化を物語っているが、この人びとが高齢協と出会って、その理念に共感され、「てんもと亭」の一角を高齢者協同組合と地域福祉事業所のために貸していただくことになった。

高齢者のための理容サービス(500円)がすでに組み込まれ、IT講座の開催も企画されているという(日本労協新聞2月25日)。

## 《人と地域が変わり、新しい公共性が成長する場》

このようにしてつくられる地域福祉事業所が、決して誰かの私的所有物とはなりえないことは明瞭であろう。それを支えるのは、働く人と利用者、地域の人びとそれぞれからの出資や寄付、施設の格安の提供、ボランティア参加など、複合的な「市民資本」である。それは、働く人びと・市民の共有財産という以外ない。

注目したいのは、そこから「協同」の仕事

おこしという、新しい文化が力強く成長しつつあることだ。

センター事業団・深谷事業所長の岡元かつ子さんと、船橋地域事業団専務の杉本恵子さんは(日本労協新聞、2月5日・15日号)そのことを示す「名言」を発している。

団地を中心とした住宅営繕や緑化、有機農産物の流通、手づくりのお弁当、「市民立」の病院のメンテナンスなど、「地域の人たちが必要とする仕事、助け合いの活動」といつもつながって事業をやってきた船橋事業団ではいま、いよいよ周りからの熱い期待を受けて、地域福祉事業所づくりに入っている。

第1回の打ち合わせ会には、ヘルパー講座の修了生21人、団員や、民生委員、地区社協、団地の助け合いの会、高齢協など41人が集まったという。

杉本さんは、「協同でやろうとするから、地域の人たちも応援してくれるし、一緒にやろうとする人たちも出てくる」「協同して暮らそうと思うから、協同して仕事をおこそう、地域をよくしようって自然に考える」と述べている。

深谷事業所は、生協の物流の仕事が減らされたときに始めた「豆腐工房」から、惣菜・弁当、ヘルパー講座とヘルパーステーションへと展開し、ミニデイを核にそれらを総合し、福祉機器レンタルを加えた、「福祉コンビニ」を設立したことで有名だ。

それだけに岡元さんは、失業して仕事を切られた女性たちの生活を他人事で済まされない。「そういう人たちが地域福祉事業所を立ち上げたいというときには、私たちが応援する側に立たなければ」と言い切っている。

岡元さんも講師となった奄美大島での「仕事おこし講座」の中から、協同労働による仕事おこしが始まった。

立ち上げた一人、榮明美さんは、次のように述べている。「センター事業団のビデオを見て、ヘルパー以外の仕事もしたいと思い、視野が広がった」「自分のためだけではなく、みんなのために役立ちたい」「仕事おこしは『島おこし』だ」と。

大失業の中で、先行者の熱い協同の思いに励まされ、勇気付けられ、新しい地域福祉事業所がまたつくられていく。

東京都の産業労働局も、そうした「福祉を切り口とした地域における就労の創出」に着目して、昨年度、3ヵ所で180時間の「2級ヘルパー講座+仕事おこし講習」をセンター事業団に委託して実施した。そこから5つの地域で修了生による地域福祉事業所づくりが始まっている。

今年度は、時間をさらに320時間に拡大し、仕事おこし講習を充実させて、精神障害者ホームヘルパー養成、福祉用具専門相談員養成、福祉住環境コーディネーターなど、福祉に関わる総合的な人材養成が可能な講座委託となった。

働く人びと自身が、仕事おこし能力を多面的に広げて、多様な入り口から地域づくりと生活総合産業の創造を協同して進めていく。このことが、新しい「公共」の課題として認知され、公共によるその促進が始まっているのだ。

「協同労働の協同組合」法の意味も、そのような事実を背景とすると、いっそう鮮明となってこよう。

地域福祉事業所は、働く人びと・市民の協同による達成であると共に、公共と協同のパートナーシップの成果である。それゆえに地域福祉事業所は、私企業への転換＝「私物化」が許されない、協同的かつ公共的な存在であると言わなければならない。

協同労働の協同組合法は、何よりも、そうした性格を地域福祉事業所に付与し、その協同的で公共的な運営を義務付け、公正な条件による公共からの「市民的公共事業」の受託契約を保障する上で、不可欠な制度なのである。

地域福祉事業所の第2の波こそが、協同労働の協同組合法制定の意義を最も鮮やかに確証しているのである。